

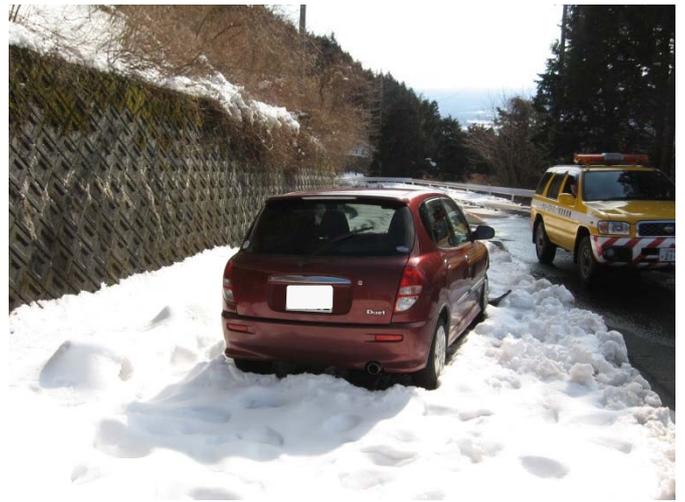
ドライバーの皆さまへ

積雪・凍結道路では 早めのタイヤチェーン等装着を！

比較的温暖と言われる静岡県でも、山間地を中心に凍結や降雪・積雪があります。



国道 138 号乙女峠付近(平成 26 年 2 月 14 日の積雪)



立ち往生した車両(県道山中湖小山線)

ノーマルタイヤでの雪道走行は、罰則対象となる場合があります！

罰
則

道路交通法・静岡県道路交通法施行細則 第9条第1号

罰 金：5万円以下

反則金：大型自動車等 7千円

普通自動車等 6千円

※静岡県内における道路交通に限る

積雪又は凍結している道路を通行する時は、チェーンを巻くか、冬用タイヤを装着するなどし、すべり止めの措置をとらなければ、罰せられる場合があります。

お出かけの際は、**気象情報を確認し、雪道を走行する場合はチェーン等の準備をした上でゆとりを持ってご通行ください。**

◎県管理道路の情報は

静岡県道路通行規制情報提供システム <http://douro.pref.shizuoka.jp/> → 携帯サイト QR コード

◎道路交通情報のお問い合わせは

日本道路交通情報センター(JARTIC) <http://www.jartic.or.jp/>

TEL:050-3369-6622

携帯電話短縮ダイヤル #8011



静岡県警察本部

TEL:054-271-0110

静岡県交通基盤部道路局道路保全課

TEL:054-221-2752 FAX:054-221-2586